

## 陳 情 書

私たち「スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク」は、2004年に発足してから16年間にわたり、児童・生徒のセクシュアル・ハラスメントを防止するために活動をしてきました。

この間、セクシュアル・ハラスメントの電話相談、面接相談の支援活動や弁護士などへの同行支援を行いました。また、学校での教職員のセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会の講師として、防止や解決のための研修会も多々行ってきました。児童・生徒の性暴力被害者やその保護者に寄り添い支援する中で、子どもを被害者にもさせない、加害者にもさせないためには、さらに法的にも整備する必要を感じてきました。被害に遭った児童・生徒やその保護者は、その子自身の回復のためにも、保護者が安心して子どもを学校に行かせるためにも、性犯罪に関わる刑法のさらなる整備を望んでいます。

とりわけ現実の性犯罪に関わる刑法は、不十分と考えられます。

2017年には、「強姦罪」を「強制的性交等罪」とし、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げ、被害者や加害者の性別をなくすなど、性犯罪の厳罰化を盛り込んだ刑法改正が行われました。また、被害者の告訴が必要となる親告罪の削除、監護者わいせつ罪、監護者性交等罪の新設などで、18歳未満の近親者から被害に遭っても逃げられない被害者が救済される画期的な改正となりました。更に、改正の目的を実現するために政府及び最高裁判所に格段の配慮を求める附帯決議が衆参両議院で採択され、3年後の見直しが附則として決議されています。

しかし、改正後も、性暴力被害者の法的救済がより推進されているとは残念ながら実感できていません。被害に遭った児童・生徒やその保護者が、警察に被害届を受理してもらうことは困難を極めています。児童・生徒やその保護者が性犯罪を訴えやすいような法整備が必要です。

2020年は、改正3年後の見直しを行う年です。私たちは、性暴力被害者の実態に即した「性犯罪に関わる刑法の更なる改正」を切実に望んでいます。

つきましては、下記のように陳情します。

記

- 1 地方自治法第99条に基づく、「性犯罪に関する刑法の改正」を求める「意見書」の提出。
- 2 改正の内容には、次のような内容を盛り込むこと。
  - (1) 強姦性交等罪における暴行・脅迫要件，心神喪失・抗拒不能の要件を撤廃し，相手からの「不同意」のみを要件として性犯罪が成立するように改正すること。
  - (2) 性交同意年齢を引き上げること。
  - (3) 地位関係性を利用した性行為の罰則規定を拡大すること。(監護者性交等罪の拡大)
  - (4) 公訴時効を撤廃もしくは停止すること。